

鈴鹿市本庁舎マップ広告掲載取扱基準

(目的)

第1条 この取扱基準は、鈴鹿市本庁舎内に鈴鹿市全域地図等（以下「マップ」という。）を設置し、このマップに広告等を掲載するマップ広告（以下「マップ広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告等の範囲)

第2条 マップ広告に広告を掲載することができる者、広告の内容は、鈴鹿市広告掲載要綱第3条及び鈴鹿市広告掲載基準の規定によるものとする。

(マップの規格等)

第3条 マップの規格等は、原則として次のとおりとする。

(1) 全体サイズは、概算で高さ2,100mm、横幅3,000mm、奥行150mm（下部700mm）とする。

(2) 表示サイズは、概算で縦1,300mm、横1,500mmとする。

(3) 可動式で鋭利な突起物等がない安全に配慮したものとする。

2 前項に規定する以外の広告の規格は、別途定めるものとする。

(マップの位置)

第4条 対象となるマップの位置は、市長が指定する。

(広告主)

第5条 マップ広告の募集は、広告代理店（以下「広告主」という。）を通じて行うものとする。

(定期建物賃貸借契約)

第6条 マップ広告の事業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定による行政財産の貸付とする。また借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期建物賃貸借契約とする。

(行政財産の貸付料)

第7条 行政財産の貸付料は、広告主が落札した額とする。

(行政財産の貸付料の納入)

第8条 広告主は、市長が指定する期日までに行政財産の貸付料を納入するものとする。

(広告の掲載期間)

第9条 広告の掲載期間は、別途定めるものとする。

(広告内容の審査)

第10条 広告主が募集した広告は、鈴鹿市広告掲載要綱第7条第1項で定める鈴鹿市広告審査委員会の審査を経て掲載する。

(広告主の責務)

第11条 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

2 広告主は、市長が指定する期日までに広告原稿を提出するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 市長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、広告の掲載を取り消し、又は一時停止することができるものとする。

(1) 指定する期日までに行政財産の貸付料の納付がないとき。

(2) その他広告の掲載が適当でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消し、又は一部停止した場合には、市長は広告主に対しその賠償の責めを負わないものとする。

(行政財産の貸付料の返還)

第13条 既納の行政財産の貸付料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、この限りではない。

(その他)

第14条 この基準に定めるもののほか、マップ広告の掲載に関して必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成25年9月18日から施行する。